

2025 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 ヒメジ理化学株式会社
(コード番号 322A TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 赤 錆 充
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 大 槻 真
T E L 079-336-3221
U R L <https://www.himejirika.co.jp/>

会計監査人の選任及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 3 月 5 日開催の臨時監査役会において、2025 年 3 月 28 日開催予定の第 57 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における、「会計監査人を設置する旨の定款変更の件」が承認されることを条件として、会計監査人として OAG 監査法人を選任することについて決議いたしました。

また、本日開催の臨時取締役会において、本定時株主総会に「会計監査人を設置する旨の定款変更の件」及び「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、同監査法人は従前より当社の公認会計士等でございます。定款変更に伴い、会計監査人として選任するものであります。

記

1. 異動年月日

2025 年 3 月 28 日（本定時株主総会開催予定日）

2. 就任する公認会計士等の概要

① 名 称	OAG 監査法人
② 所 在 地	大阪府吹田市江の木町 17-1 コンパーノビル 6F
③ 業 務 執 行 社 員 の 氏 名	今井 基喜 橋本 公成
④ 公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況	登録されております

3. 2.に記載する者を会計監査人の候補とした理由

監査役会が OAG 監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査の継続性を確保するとと

もに、当社の会計監査人として求められる専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の水準等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

4. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2025 年 12 月期より会社法第 2 条第 6 号に定める大会社に該当したことにより、会計監査人を設置するため、第 42 条（会計監査人の設置）、第 43 条（会計監査人の選任）、第 44 条（会計監査人の任期）、第 45 条（会計監査人の報酬等）、第 46 条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

5. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

6. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 3 月 28 日（金）（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 3 月 28 日（金）（予定）

以上

【別紙：新旧対照表】

変更前	変更後
(新設)	<u>第 6 章 会計監査人</u>
(新設)	<u>(会計監査人の設置)</u> <u>第 4 2 条 当社は会計監査人を置く。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第 4 3 条 会計監査人は、株主総会の決議によっ</u> <u>て選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第 4 4 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内</u> <u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u> <u>に関する定時株主総会終結の時までと</u> <u>する。</u> <u>2 会計監査人は前項の定時株主総会にお</u> <u>いて別段の決議がされなかったとき</u> <u>は、当該定時株主総会において再任さ</u> <u>れたものとみなす。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第 4 5 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が</u> <u>監査役会の同意を得て定める。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u> <u>第 4 6 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規</u> <u>定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会</u> <u>計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、</u> <u>法令の限度において、取締役会の決議によって免</u> <u>除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定によ</u> <u>り、会計監査人との間に、任務を怠ったことによ</u> <u>る損害賠償責任を限定する契約を締結することが</u> <u>できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限</u> <u>度額は、法令の定める額とする。</u>

第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>7</u> 章 計 算
第 <u>42</u> 条～第 <u>45</u> 条（条文省略）	第 <u>47</u> 条～第 <u>50</u> 条（条文は現行どおり）